

意思決定支援及び後見人等の 担い手確保に関する取組状況

令和元年 1 1 月 5 日

社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室
障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室
老健局総務課認知症施策推進室

利用者がメリットを実感できるよう、本人の自己決定権の尊重の観点から、できるだけ本人の意思を尊重し、身上保護にも配慮した後見事務が行われるようにするための「意思決定支援」の取組を推進。

(意思決定支援ガイドラインの作成・普及)

- ・ 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成29年3月）
- ・ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（平成30年6月）
- ・ 各ガイドラインを福祉関係者等に幅広く普及推進を図るための研修の推進

(市町村・中核機関等職員への研修)

- ・ 市町村や中核機関職員等に対する国による研修において意思決定支援のカリキュラムを設けて実施（令和元年度）

(後見人等に対する意思決定支援研修の実施に向けた検討)

- ・ 成年後見人等に係る意思決定支援の研修の在り方等に関する研究事業（令和元年度社会福祉推進事業）
- ・ 令和2年度概算要求において当該研修費用を要求

※ 最高裁、厚労省、専門職団体において「後見人等による意思決定支援のあり方についての指針」の策定について検討中。当該指針を踏まえた研修内容を実施。

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

《意思決定を構成する要素》

(1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

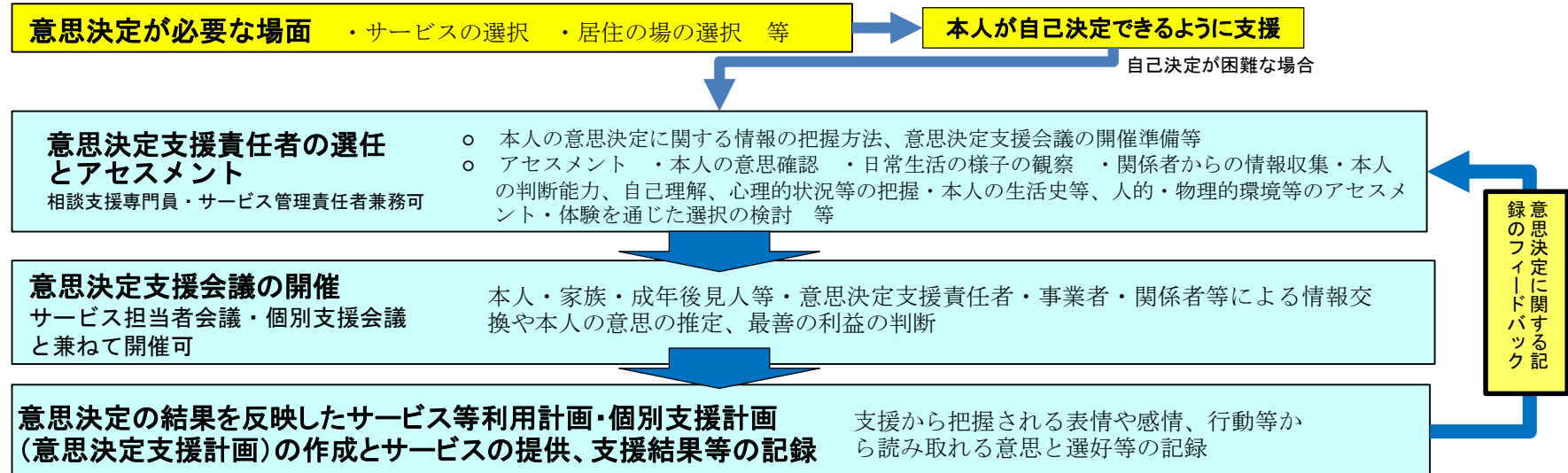
(2) 意思決定支援が必要な場面

- ① 日常生活における場面(食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面)
- ② 社会生活における場面(自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面)

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援の流れ



「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの概要

趣旨

認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方（理念）や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すもの。

誰のための誰による意思決定支援か

認知症の人を支援するためのガイドラインであり、また、特定の職種や特定の場面に限定されるものではなく、認知症の人の意思決定支援に関わる全ての人による意思決定を行う際のガイドラインとなっている。

意思決定支援の基本原則

認知症の人が、意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定しながら尊厳をもって暮らしていくことの重要性について認識することが必要。本人の示した意思は、それが他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り尊重される。

また、意思決定支援にあたっては、身近な信頼できる関係者等がチームとなって必要な支援を行う体制（意思決定支援チーム）が必要である。

日常生活・社会生活等における意思決定支援のプロセス

人的・物的環境の整備

- ◎意思決定支援者の態度
(本人意思の尊重、安心感ある丁寧な態度、家族関係・生活史の理解 など)
- ◎意思決定支援者との信頼関係、立ち会う者との関係性への配慮
(本人との信頼関係の構築、本人の心情、遠慮などへの心配り など)
- ◎意思決定支援と環境
(緊張・混乱の排除、時間的ゆとりの確保 など)

意思形成支援：適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援

[ポイント、注意点]

- ◎本人の意思形成の基礎となる条件の確認（情報、認識、環境）
- ◎必要に応じた 都度、繰り返しの説明、比較・要点の説明、図や表を用いた説明
- ◎本人の正しい理解、判断となっているかの確認



意思表示支援：形成された意思を適切に表明・表出することへの支援

[ポイント、注意点]

- ◎意思表示場面における環境の確認・配慮
- ◎表明の時期、タイミングの考慮（最初の表明に縛られない適宜の確認）
- ◎表明内容の時間差、また、複数人での確認
- ◎本人の信条、生活歴・価値観等の周辺情報との整合性の確認



意思実現支援：本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

[ポイント、注意点]

- ◎意思実現にあたって、本人の能力を最大限に活かすことへの配慮
- ◎チーム(多職種協働)による支援、社会資源の利用等、様々な手段を検討・活用
- ◎形成・表明された意思の客観的合理性に関する慎重な検討と配慮

各プロセスで困難・疑問が生じた場合は、チームでの会議も併用・活用

意思決定支援のプロセスの記録、確認、振り返り

【令和元年度社会福祉推進事業】被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームにおける意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組を全国的に進めるための研修の在り方等を検討する事業

(補助事業:みずほ情報総研株式会社)

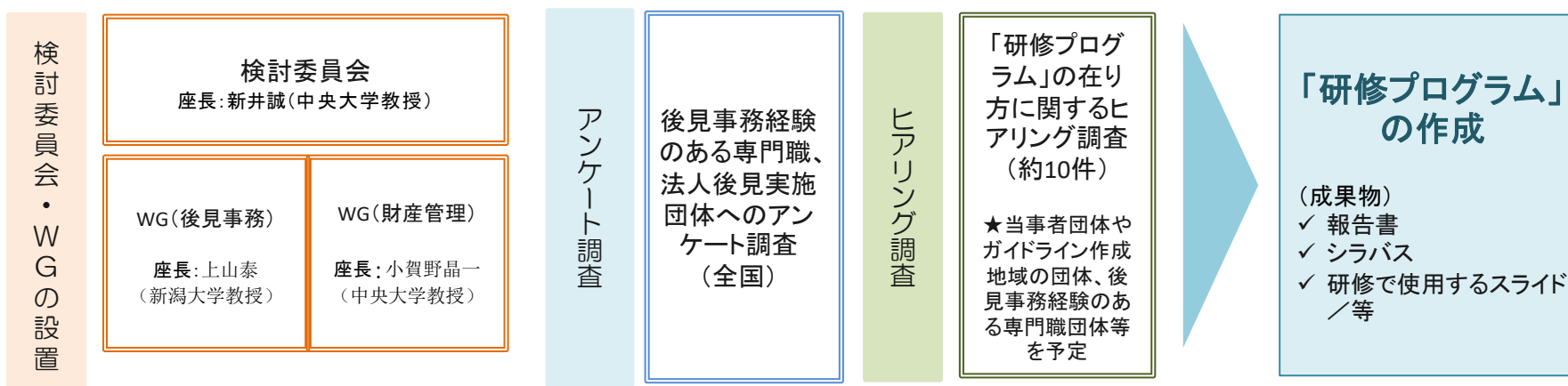
本事業の背景

- 成年後見制度利用促進基本計画において、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする。また、これまでの成年後見制度が、財産の保全のみの観点で重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とすることが必要であること。
- また、「経済財政運営と改革の基本方針2019(骨太方針2019)」においても、「成年後見制度の利用を促進するため、『認知症施策推進大綱』も踏まえ、中核機関の整備や意思決定支援研修の全国的な実施などの施策を総合的・計画的に推進する。」と示されている。

本事業の目的

- 被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームによる意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組を全国的に進めるための研修の在り方を検討し、「研修プログラム」を作成することを目的とする。
- 事業実施にあたっては、最高裁判所が主催している意思決定支援WGとの連携を図りながら実施する。

実施方法



- 今後、認知症高齢者や単身高齢者の増加が見込まれる状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題。
- 今般とりまとめられた認知症施策推進大綱に掲げる「成年後見制度利用促進基本計画」に係るKPIを着実に達成するため、以下の新規・拡充要求を行う。

1 中核機関の整備、市町村計画策定の推進 7.3億円(3.5億円)(一部推進枠)

基本計画を踏まえ、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、中核機関の整備や市町村計画策定を推進。

- ・ 都道府県による広域的な体制整備や中核機関の立ち上げ・先駆的取組の推進等
- 新 中核機関における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦(受任調整会議)の取組の推進

2 後見人等への意思決定支援研修の実施 0.5億円(委託費)(推進枠)

利用者がメリットを実感できる制度となるよう、国において、後見人等向けの意思決定支援研修を全国的に実施。

3 任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化 3.0億円(委託費)(推進枠)

国レベルで、任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報や、中核機関等における個別の支援事例の専門的な相談や全国の相談体制の整備を推進する「(仮称)任意後見・補助・保佐等広報相談センター事業」を実施する。

後見人等の担い手確保について

今後の認知症高齢者や単身の高齢者の増加、成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応するとともに、個々の状況に応じた適切な後見人等の選任ができるよう、市民後見人や法人後見の担い手確保の取組を推進。

(市民後見人の養成及び活用)

- ・「権利擁護人材育成事業（地域医療介護総合確保基金）」により、市民後見人の養成研修に対する国庫補助
- ・令和2年度概算要求において、中核機関における市民後見人・親族後見人への支援体制の強化及び適切な後見人候補者の推薦の取組費用への補助を要求

(法人後見の立ち上げ支援)

- ・「成年後見制度法人後見支援事業（地域生活支援事業費等補助金）」により、法人後見の立ち上げに必要な法人担当者への研修費用等に対する国庫補助

(社会福祉法人等の活用に向けた検討)

- ・社会福祉法人等による法人後見の活用等に関する研究（平成28年度～令和元年度）

認知症の人の将来推計について

- 長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町研究のデータから、新たに推計した認知症の有病率(2025年)。
- ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合：19%。
- ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合：20.6%。

※ 久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。
 本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。

- 本推計の結果を、平成25年筑波大学発表の研究報告による2012年における認知症の有病者数462万人にあてはめた場合、2025年の認知症の有病者数は約700万人となる。

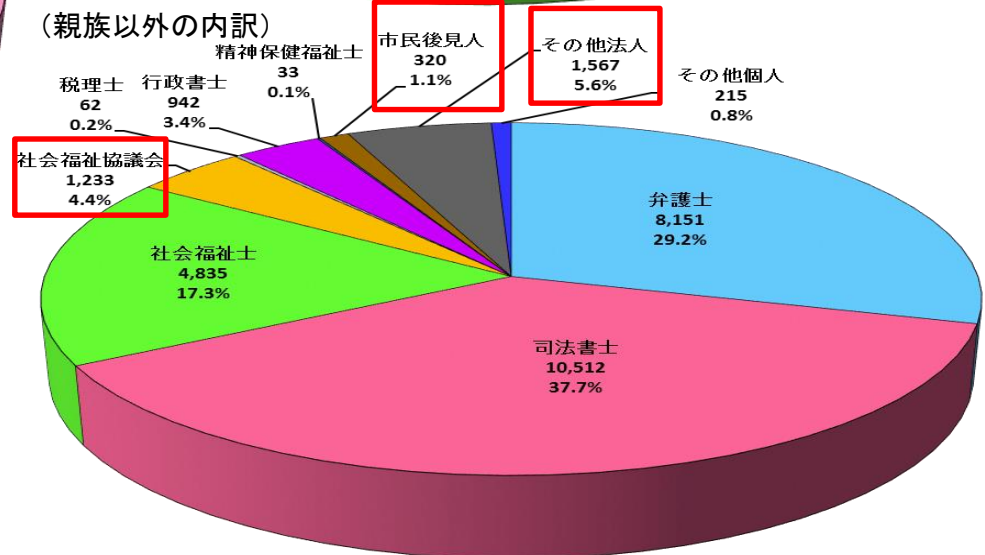
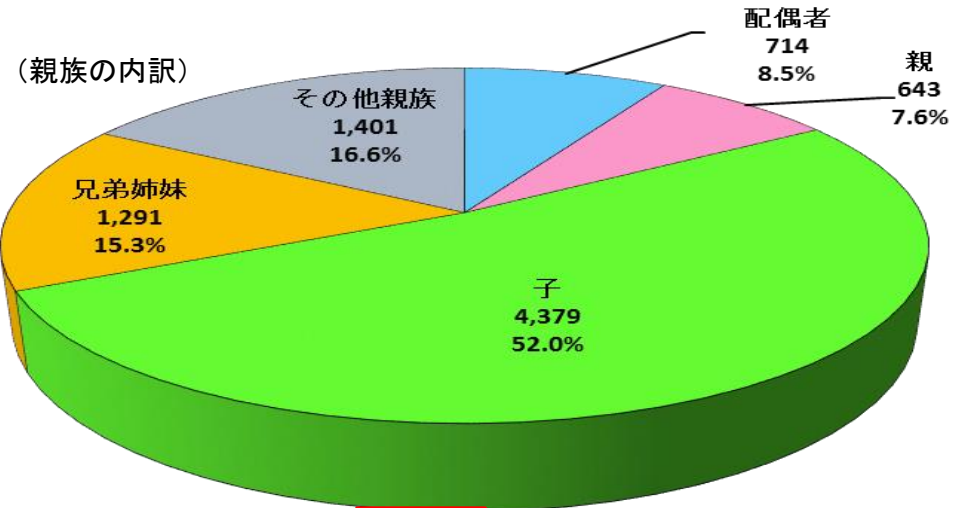
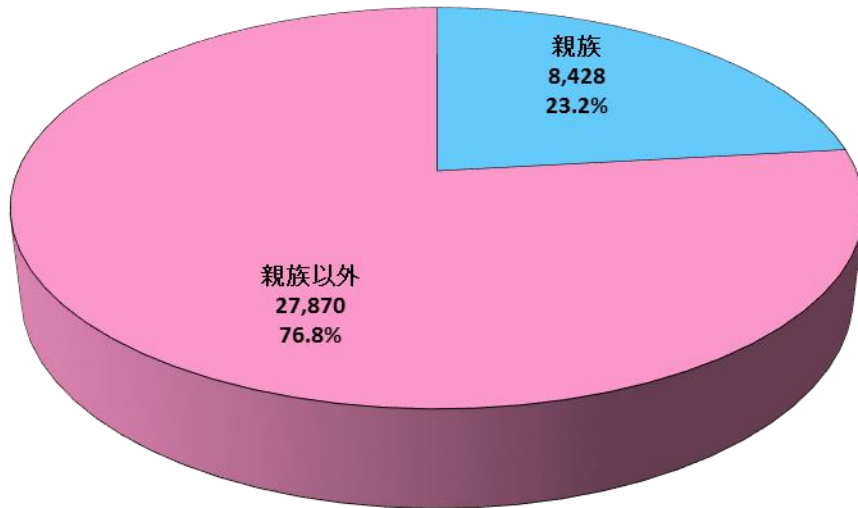
「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)による速報値

年	2012年	2015年	2020年	2025年	2030年	2040年	2050年	2060年
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計 人数/(率)	462万人 15.0%	517万人 15.7%	602万人 17.2%	675万人 19.0%	744万人 20.8%	802万人 21.4%	797万人 21.8%	850万人 25.3%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計 人数/(率)		525万人 16.0%	631万人 18.0%	730万人 20.6%	830万人 23.2%	953万人 25.4%	1016万人 27.8%	1154万人 34.3%

成年後見人等と本人との関係別件数(平成30年)

○ 成年後見人等と本人の関係については、親族(配偶者, 親, 子, 兄弟姉妹及びその他親族)が成年後見人等に選任されたものが8,428件(全体の約23.2%), 親族以外の第三者が選任されたものが27,870件(全体の約76.8%)となっている。

(親族, 親族以外の別)

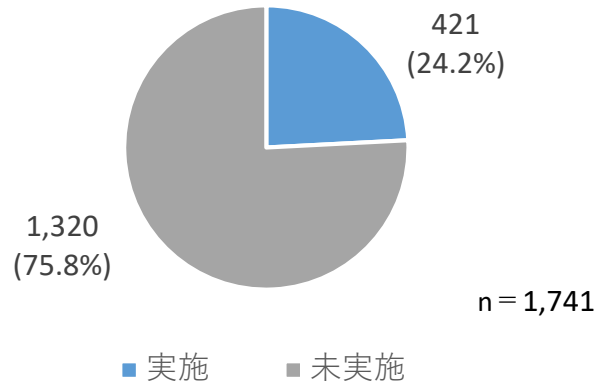


(注1) 後見開始, 保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

(注2) 「その他親族」とは, 配偶者, 親, 子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

市民後見人の養成・活動状況（平成29年度末）

市民後見人を養成している
市区町村数



○養成者数 1万4,140名 (※H29年度末までの累計)

【市民後見人の活動状況】

○成年後見人等の受任者数 1,379名 (9.8%)

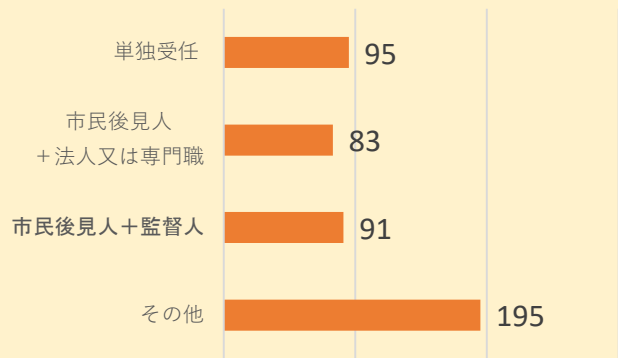
○成年後見人等以外の活動に従事する者の数

・法人後見の支援員 1,612名 (11.4%)

・日常生活自立支援事業の生活支援員 1,965名 (13.9%)

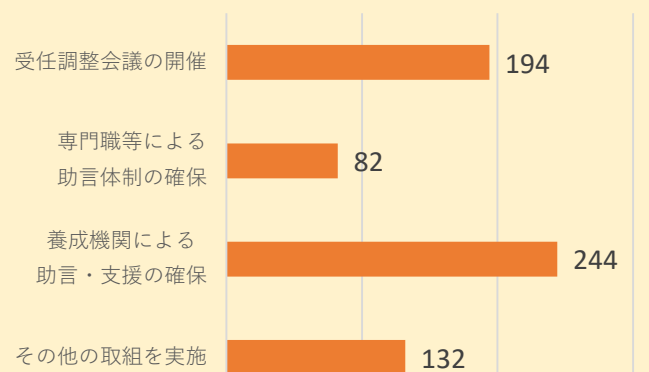
(※累計ではなくH29度末時点)

市民後見人による
成年後見人等の受任態様



※408自治体が回答（複数回答可）
※その他（市民後見人複数、受任実績なし等）

市民後見人の受任調整・
支援体制



※380自治体が回答（複数回答可）

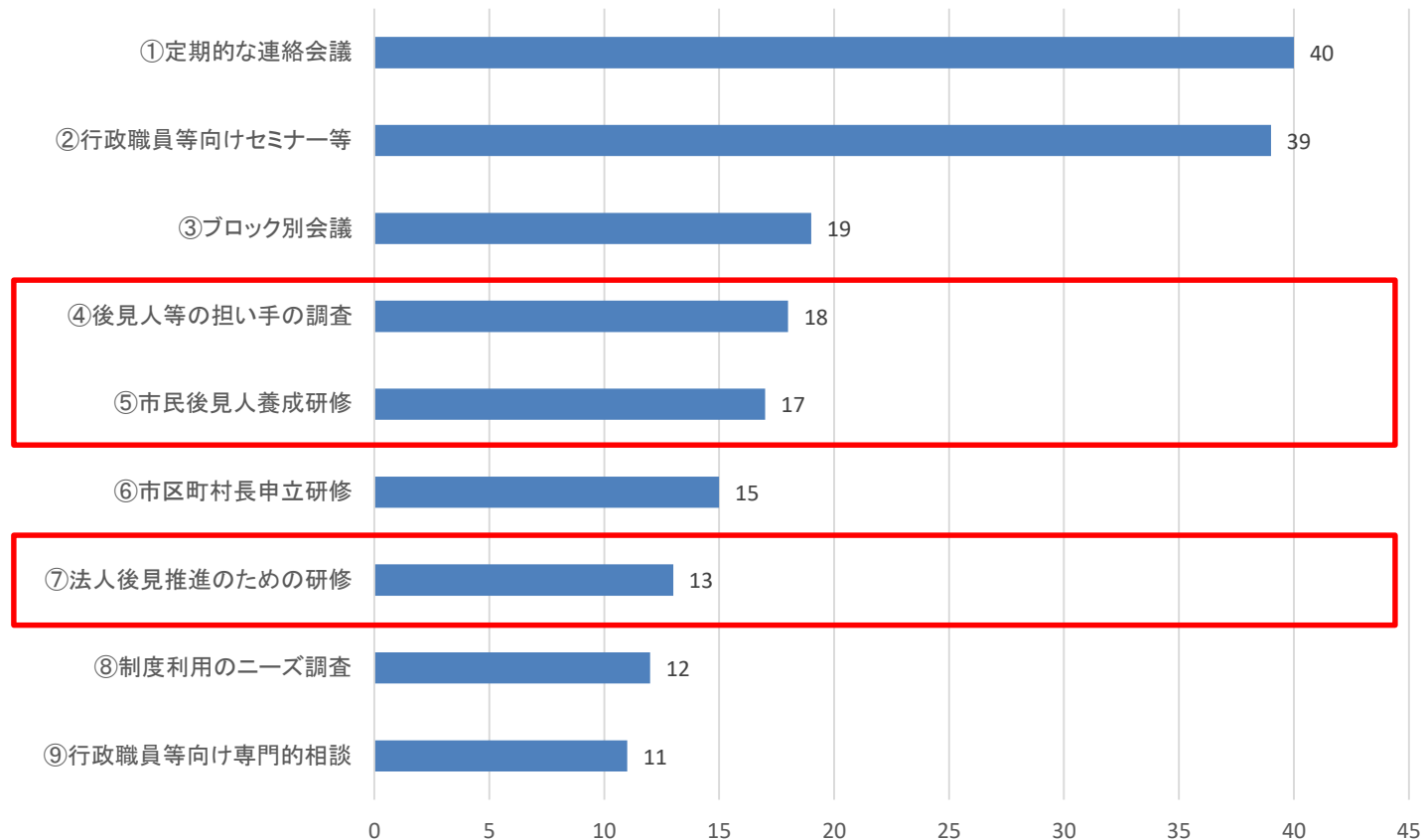
市民後見人の受任に
当たっての課題



※568自治体が回答（複数回答可）

(参考)都道府県における体制整備に向けた取組状況

都道府県における体制整備に向けた主な取組状況(平成30年10月1日時点)



※平成30度中に実施予定の都道府県を含む。

※「②定期的な連絡会議」とは、成年後見制度の利用促進に関して専門職、家庭裁判所、社会福祉協議会等と行うもの。

「③ブロック別会議」とは、一定の圏域ごとに広域的なネットワークや中核機関の整備等を図るために開催するもの。

※「④後見人等の担い手の調査」及び「⑧制度利用のニーズ調査」については、平成30年度(予定を含む)までに実施した都道府県数を計上。

権利擁護人材育成事業（市民後見人の育成及び活用）

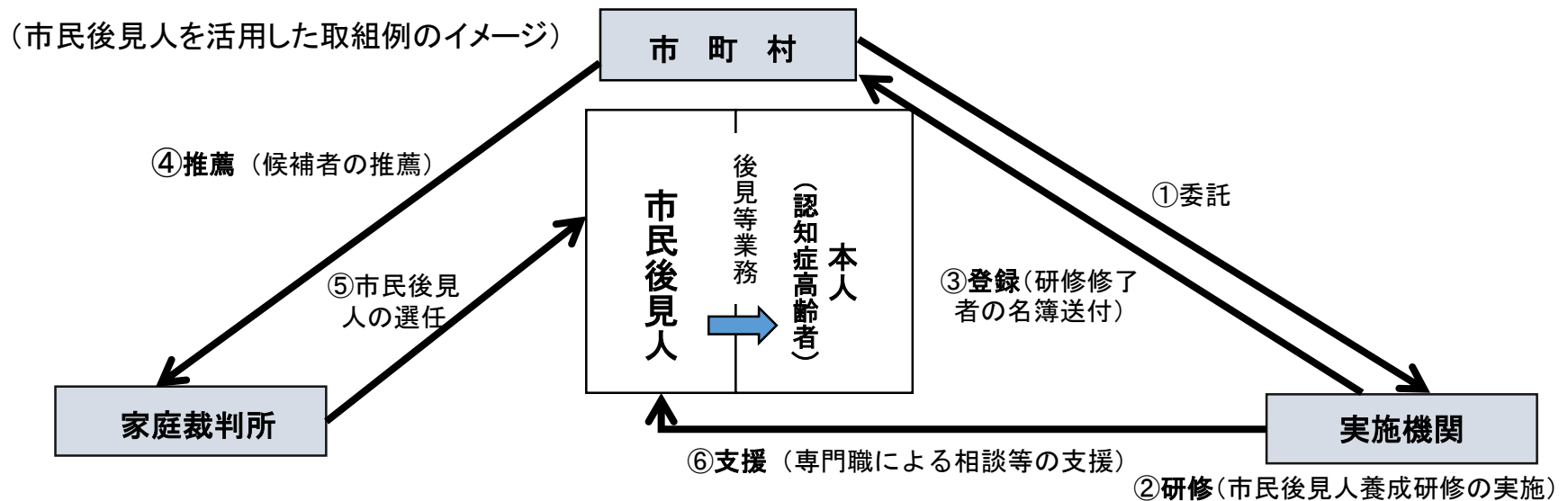
1. 事業内容

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、市民後見人等の権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

2. 事業創設年度 平成27年度（平成23年～26年は市民後見推進事業において実施）

3. 令和元年度予算 地域医療介護総合確保基金（介護分）82億円の内数

4. 事業実施状況（平成29年度実績：228自治体）



※実施機関が③登録、④推薦を行うこともありうる。

事例1 市民後見人育成・活動支援機関の広域的な整備 (静岡県・静岡県社会福祉協議会)

市民後見人育成・活動支援機関 (= 成年後見実施機関) の立ち 上げと体制整備支援

概要

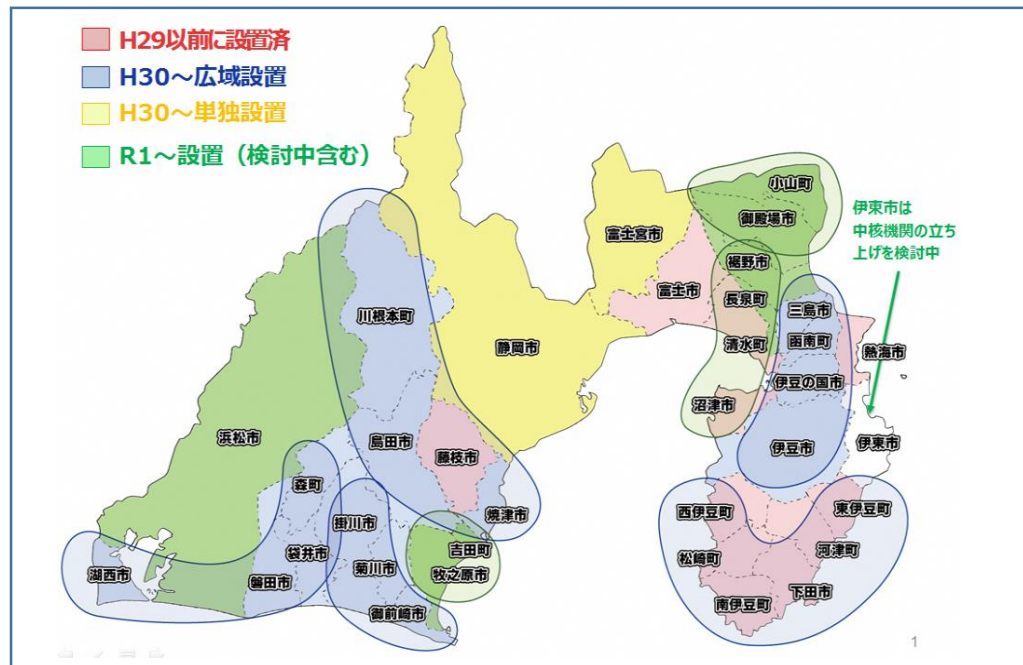
成年後見制度等の権利擁護が必要な人の 県内ニーズ把握 (H26年度 成年後見制度に関する実態調査) により、担い手確保の重要性を認識。

これを踏まえ、静岡県・静岡県社会福祉協議会が共同で、市町に対して市民後見人育成・活動支援の体制整備を促し、地域の実情に応じた広域的な体制づくりを推進。

平成29年度から全県域に拡大。



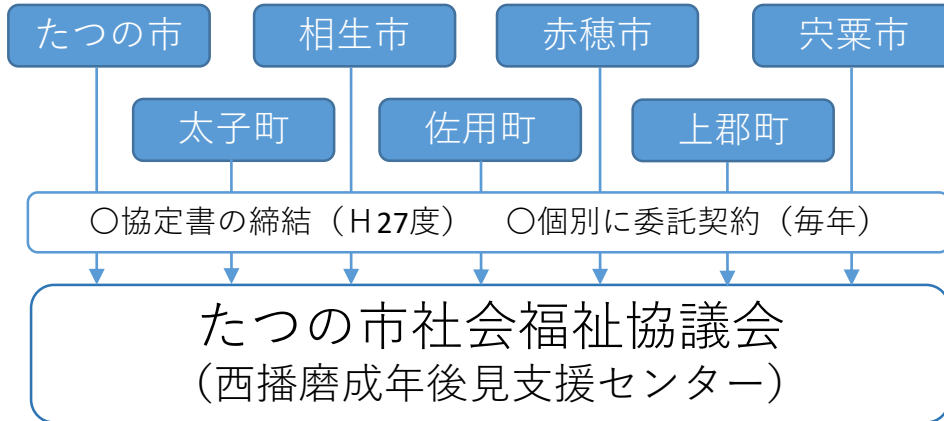
- ・ 県と県社協が共同で取り組み、働き掛けることで、市町と市町社協、市町間の連携がスムーズ
- ・ 広域連携することで、効率的・効果的に研修等の実施が可能



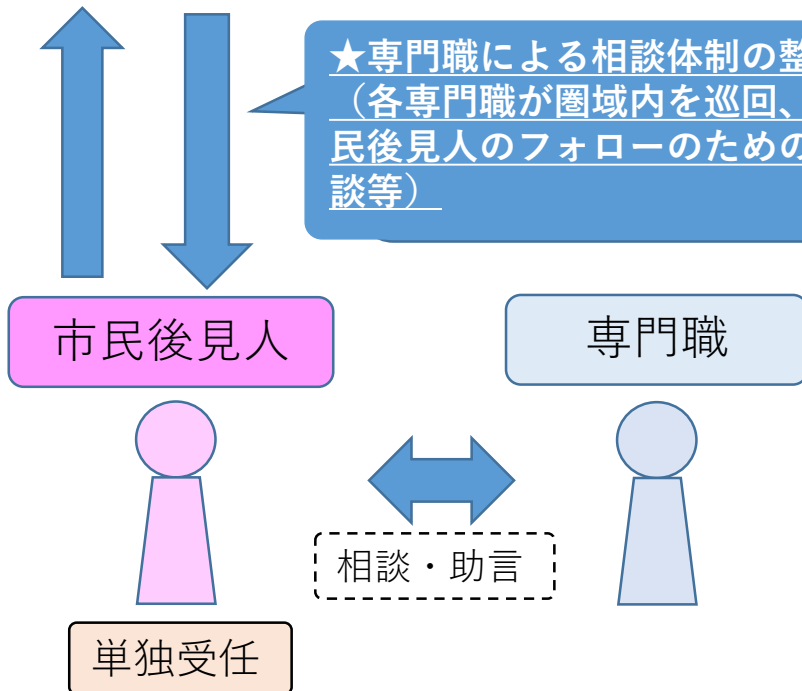
- 実施機関設置 34市町 (全35市町中)
R1.9月時点
- 広域連携による市民後見人育成体制の整備⇒中核機関化へ連動
- 市民後見人養成研修修了者へのフォローアップ研修等、継続的な育成体制

事例2 単独選任（広域）型・中小自治体が広域で市民後見人を養成 （西播磨4市3町（兵庫県）・西播磨成年後見支援センター）

※各市町の人口：約1.5～約7.7万人、圏域人口：約26万人（H30.10）



★専門職による相談体制の整備
（各専門職が圏域内を巡回、市民後見人のフォローのための相談等）



市民後見人に関する事業

- 養成（各研修のセットを年1回実施）
 - 人材バンクの管理・運営（研修終了後の面接、毎年の状態確認、交流会開催）
 - 受任調整会議の開催（関係者を招集、市民後見人の受任に適した案件か判断）
- ⇒バンク登録者63名（H29年度末時点）
⇒選任2件（H30.11時点）

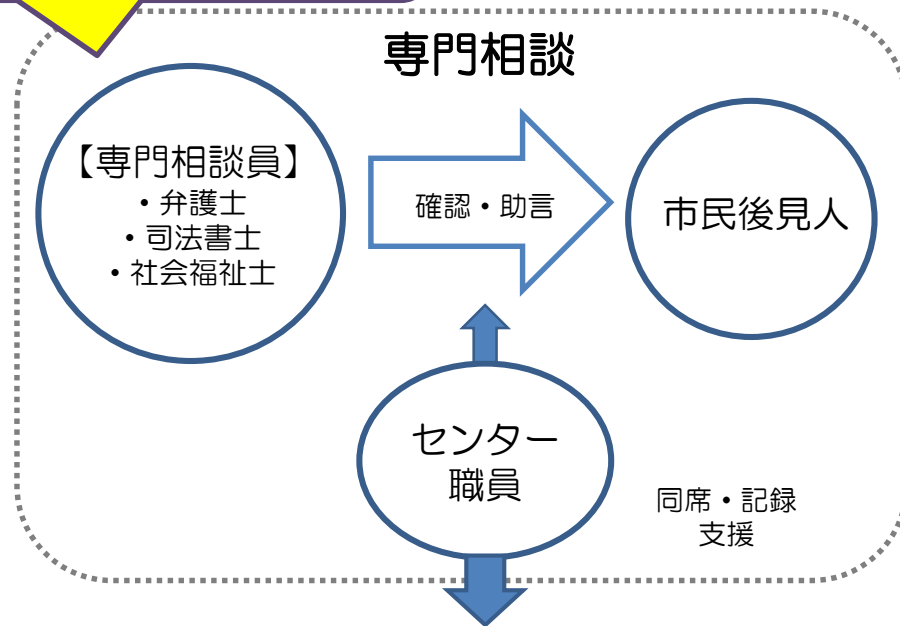
※広域実施のメリット

- ・必要経費を分散できるため、各市町の財政負担が少ない
- ・市民後見人のなり手や専門職（研修講師、相談対応等）がない自治体があってもカバーできる
- ・ノウハウを共有でき、将来的に市民後見人の需要が増えた場合にも事業の拠点をスムーズに増やすことができる

事例3 中核機関等のバックアップにより、家裁が市民後見人を多く選任している例（大阪市成年後見支援センター）

センターが専門職を雇い上げることで(週2回)、市民後見人が専門職に無料で気軽に相談でき、効果的

センターの専門的・継続的サポート



センター職員による専門相談後のフォロー

初動期セットの手渡し・説明
(受取書・報告書類・後見事務費基準・名刺・市民後見人リーフレット・緊急連絡先)

※実績（H30年度末時点）
・市民後見人バンク登録者数 240人
・市民後見人の受任者数 93人

初動期

- 初動の打ち合わせ
- 1か月目財産目録作成支援

3か月目 活動状況確認

6か月ごとの家裁への報告前

- 財産管理の確認・助言
 - ・領収書等と通帳の突合せ
 - ・預金額について前回との差額確認
 - ・収支予定表の確認
 - ・後見事務費の取得 等
- 身上監護の確認・助言
 - ・ケアプラン、体調面、医療状況
訪問回数等

*その他、課題が生じた時に必要に応じて専門相談を実施

事例4 複数選任（市民＋専門職）→市民単独選任移行型 （神奈川県横須賀市・よこすか市民後見人等運営事業）

後見人

専門職

市民後見人



複数後見



★困難な状況が解決されるなど、複数後見を継続する必要がなくなった場合

⇒専門職が辞任、横須賀市社協のサポートを受けながら、単独で活動

市民後見人の養成・活用

目的・効果

- ①後見業務を行う担い手を増やす
- ②専門職との複数後見により、専門職後見人の負担軽減、受任件数の拡大等を図る

活動条件

- ①法定後見事件
- ②原則として専門職との複数後見
- ③身上監護を主に担当

実績(H30度末)

市民後見人の登録者31名、のべ選任件数34件（終了13件、継続21件）

事例5 市社協の法人監督＋市民後見 (名古屋市社協・成年後見あんしんセンター)

監督人

名古屋市社会福祉協議会
(成年後見あんしんセンター)

センター職員



専門職



市民後見人



名古屋市の市民後見の特徴

- 市民後見人が後見人に選任される全ての案件において市社協が監督人に選任
- バンク登録後、法人後見の支援員として一定時間、活動（市民後見人の研修的位置づけ）
- 原則として、市長申立事案、後見類型（親族申立事案2件あり）

⇒実績（H30年度末）：バンク登録者124名、のべ選任件数51件（終了18件、継続33件）

★市社協法人後見から市民後見人へリレーする例もある

- 後見監督人への就任（重要行為への同意、財産目録作成の立会、急迫時の後見活動代理等）
- きめ細かい監督体制（月1回報告、3か月に1回通帳現物確認）、日常的な金銭管理や支援の経過等を独自の様式で記録
- 専門職・センター職員による相談・支援体制、24時間体制、マニュアル作成、フォローアップ研修、関係機関との連携時における調整等の実務的な支援など

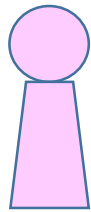
事例6 市民後見人を社協法人後見の支援員（身上保護担当）として活用 （埼玉県飯能市・市社会福祉協議会）

後見人

飯能市社会福祉協議会 = 法人後見で受任

市民後見人（※）

※後見人として選任された者ではなく、養成講座の修了者



【身上保護】

- ★社協と雇用契約を締結、時給制で報酬が支給される非常勤職員という位置付け
- ★人生経験を活かし、個別の事案ごとに、充実した手厚い後見事務を実施

分業

連携

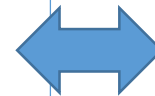
センター職員



【財産管理】

- ★少数の若手中心の職員に限られた予算を集中投入して専門的な知識・技能を習得し、低廉・安全に後見事務を実施

専門職



相談・助言

⇒実績（H31.3時点）：法人後見14件受任

成年後見制度法人後見支援事業（障害者関係）

1. 目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 法人後見実施のための研修

ア 研修対象者 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等

イ 研修内容等 市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活動も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。

(2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活動等のための地域の実態把握

イ 法人後見推進のための検討会等の実施

(3) 法人後見の適正な活動のための支援

ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

(4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

3. 事業創設年度

平成25年度

※市町村地域生活支援事業の必須事業

4. 令和元年度予算額(障害者関係)

地域生活支援事業費等補助金495億円の内数(平成30年度:493億円、平成29年度:488億円)

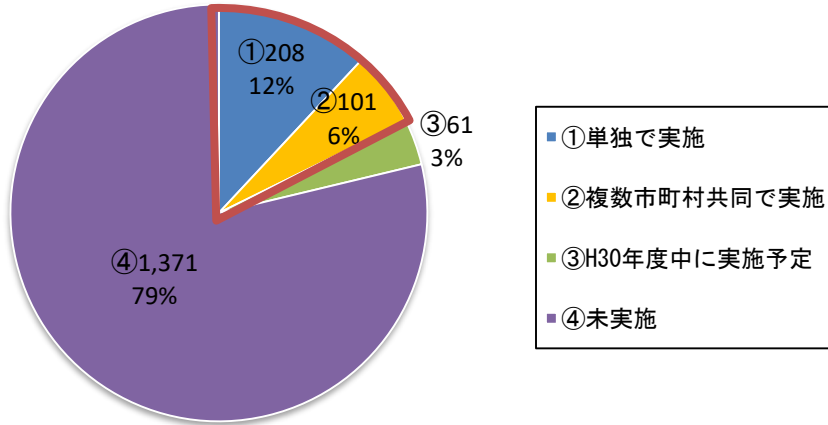
5. 事業実施状況

平成30年4月1日現在 309市町村(平成29年:313市町村、平成28年:267市町村)

成年後見制度法人後見支援事業について

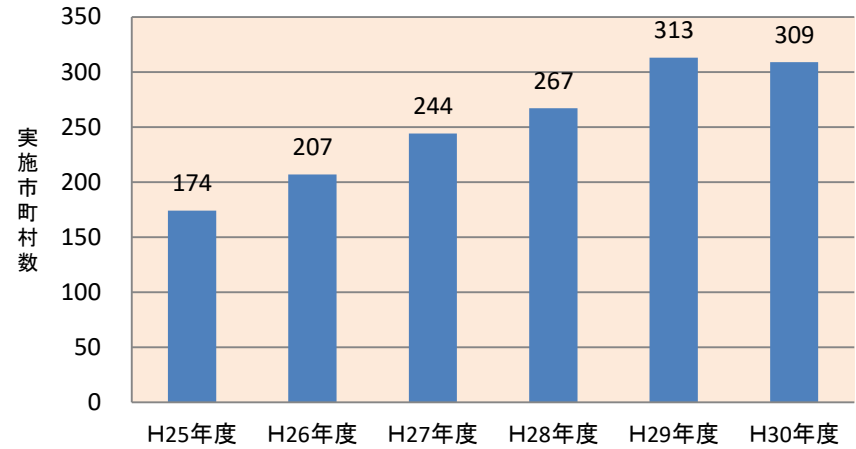
成年後見制度法人後見支援事業の実施状況

市町村数: 1,741



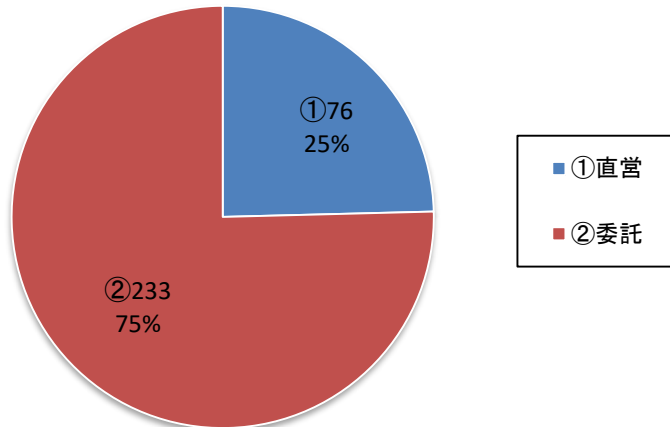
成年後見制度法人後見支援事業の実施市町村数(経年比較)

市町村数: 1,741



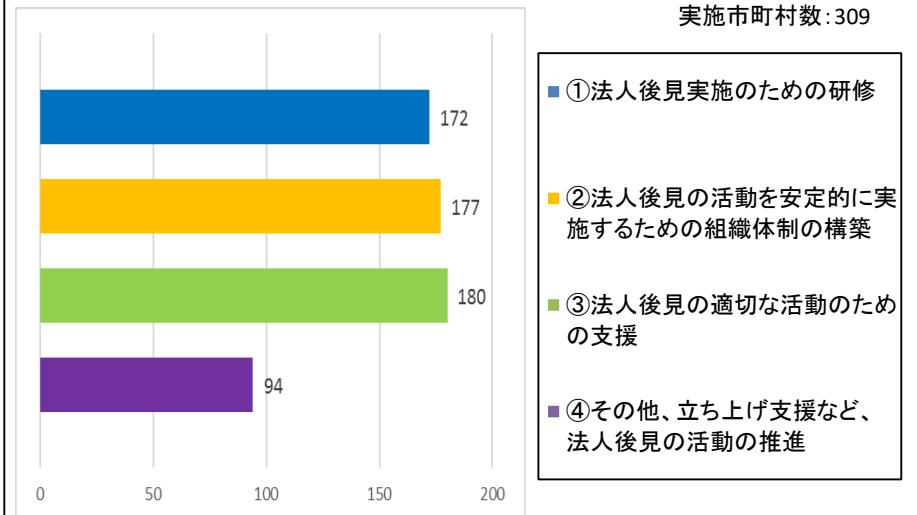
成年後見制度法人後見支援事業の実施方法

実施市町村数: 309



成年後見制度法人後見支援事業において実施している事業内容

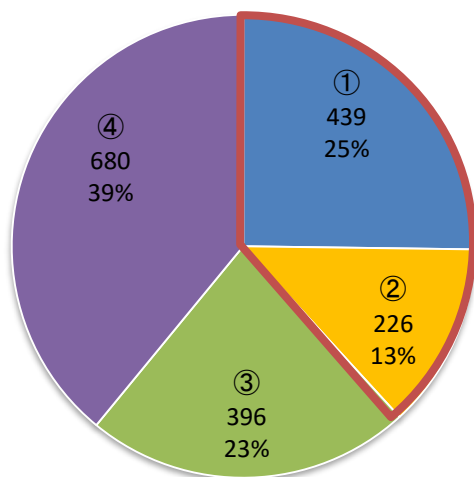
実施市町村数: 309



※ 複数回答可であるため、合計数は実施市町村数と一致しない。

成年後見制度法人後見の実施状況について

市区町村における法人後見を実施している法人等の有無



市区町村数:1,741

- ①管内に実施している法人等がある
- ②管内に実施している法人等はないが、近隣に所在する法人等で実施しており、利用できる
- ③管内及び近隣において実施している法人等はない
- ④不明

法人後見を実施している法人(事業所)の数

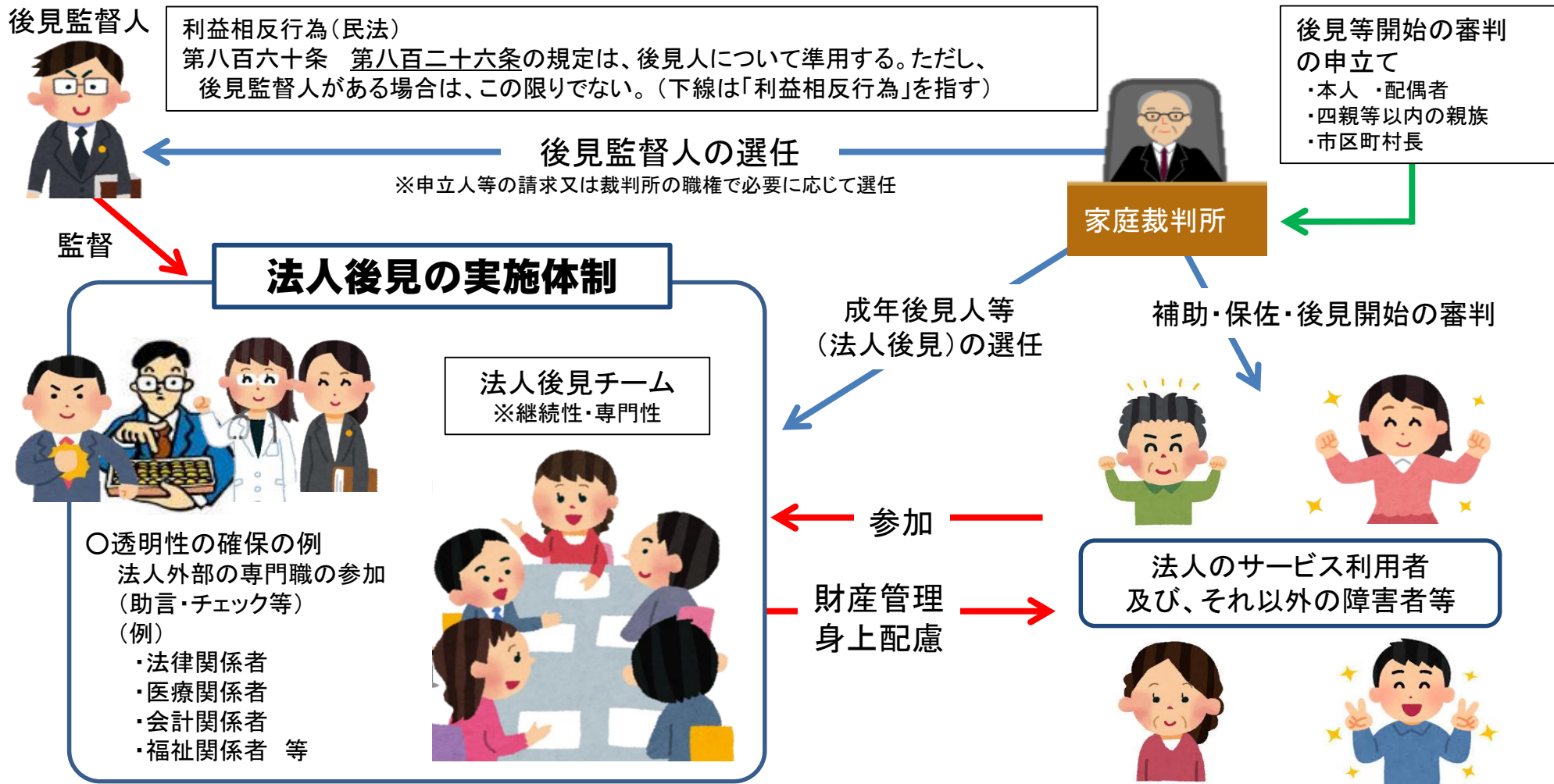
	法人数	%
社会福祉法人(社会福祉協議会)	365	73.0%
社会福祉法人(社会福祉協議会を除く社福)	7	1.4%
特定非営利法人(NPO法人)	78	15.6%
一般社団法人	25	5.0%
公益社団法人	7	1.4%
一般財団法人	3	0.6%
公益財団法人	1	0.2%
営利法人(株式会社)	1	0.2%
その他(司法書士事務所等)	13	2.6%
合 計	500	100.0%

(注) 法人後見事務については自治体による指定等が必要な事務ではないため、調査時点で自治体が捕捉している情報である。

社会福祉法人等による法人後見の取組

成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月)抜粋

- 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、**後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に**、その活用を図っていくことが考えられる。
- 社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、**地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見等を実施することも含め**、その普及に向けた取組を実施することが期待される。



厚生労働省
平成30年度障害者総合福祉推進事業 指定課題42番
社会福祉法人等による法人後見の活用等に関する研究

調査研究の概要

令和元年9月
PwCコンサルティング合同会社

1 事業概要

背景

- 2015年12月に社会保障審議会障害者部会にて報告された「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」では、本人が望む地域生活の実現のため、「親亡き後」への備えも含め、成年後見制度の理解促進や適切な後見類型の選択につなげることが重視され、研修等を実施することとされた。
- また、2017年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」では、「若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場面もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる」ことが示されている。
- 社会福祉法人については、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取り組みの一つとして、低所得者の高齢者・障害者に対して自ら成年後見を実施することも含め、その普及に向けた取り組みが期待されている。

目的

- 社会福祉法人等が法人後見に取り組む上で参考になるポイントを提示する。
- 特に、成年後見制度利用促進基本計画にもあるように、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」といった方針を踏まえたポイントを示す。

実施方法

- 事業検討委員会の設置
有識者による検討委員会を開催し、調査の実施方法や報告書の内容について議論を行った。
- 各種文献調査
成年後見制度、法人後見等に関する国内及び諸外国の文献を収集し、その内容を整理した。
- 市町村社会福祉協議会を対象とした質問紙調査
先行研究において把握された、自法人の介護保険サービスまたは障害福祉サービスを利用している者の成年後見人等を受任している社会福祉協議会を対象に、調査票による深堀調査を実施。
- 市町村社会福祉協議会及び社会福祉法人を対象としたヒアリング調査
3.で対象とした社会福祉協議会に対し、より詳細なケースの内容や受任に至った理由、受任にあたっての体制等に関するヒアリング調査を実施。
- 有識者等へのヒアリング調査
法人後見について知見のある有識者及び団体に対しヒアリング調査を実施した。

事業検討委員会 委員一覧

氏名	所属
◎小賀野 晶一	中央大学法学部教授
久木 元司	日本知的障害者福祉協会 (社会福祉法人常盤会理事長)
久保 厚子	全国手をつなぐ育成会連合会会長
曾根 直樹	日本社会事業大学大学院 福祉マネジメント研究科准教授
丹羽 彩文	社会福祉法人昴本部事務局経営企画室室長
星野 美子	日本社会福祉士会理事
水谷 詩帆	全国社会福祉協議会地域福祉部副部長
オブザーバー：	最高裁判所、法務省、厚生労働省

※五十音順、敬称略、◎は座長

2 調査結果のまとめ①<社会福祉法人にて法人後見を実施するためのポイント>

- 調査の結果、社会福祉協議会が、自法人が提供する介護保険サービスまたは障害福祉サービスの利用者の法人後見を受任している例は見られた。しかし、比較的利用者への影響が小さい在宅系サービスを利用している方の受任事例のみで、利用者への影響が大きく利用者の保護の必要性の高い入所系サービスについては受任実績はなかった。
- 今後、法人後見を推進する上では、法人が受任するに当たっての体制整備が重要である。特に留意すべきポイントとして、実際の受任事例から以下の5つが挙げられる。
 - ①他部門から独立し、職員の知識やノウハウが担保された成年後見等担当セクションの設置
 - ②外部有識者を交えて受任の適否について検討する受任検討会議の設置
 - ③後見活動が適切に実施されているかを外部有識者により定期的にチェックする運営会議の設置
 - ④大きな報酬が見込めなくても経営上継続的に受任し続けられること
 - ⑤不正や権利侵害を起こさないためのガバナンス体制の構築

法人が後見人選任に際して留意している5つのポイント

①成年後見等担当セクション

調査からは、ほかの部門から完全に独立して運営しているところは多く、責任者も他部署の役職員を兼ねている場合も多くあったが、業務としては切り分けて運営しているところが多かった。異動等で担当が変わる場合などのケアが非常に重要。法人後見業務は市民後見人研修などの研修を受講し、最低限の後見人としての知識を有したうえで対応することが望ましい。

②受任検討会議

外部有識者の目をいれ、また、障害者本人のニーズや権利が侵害されないかを慎重に確認することが考慮されていること。

③運営会議

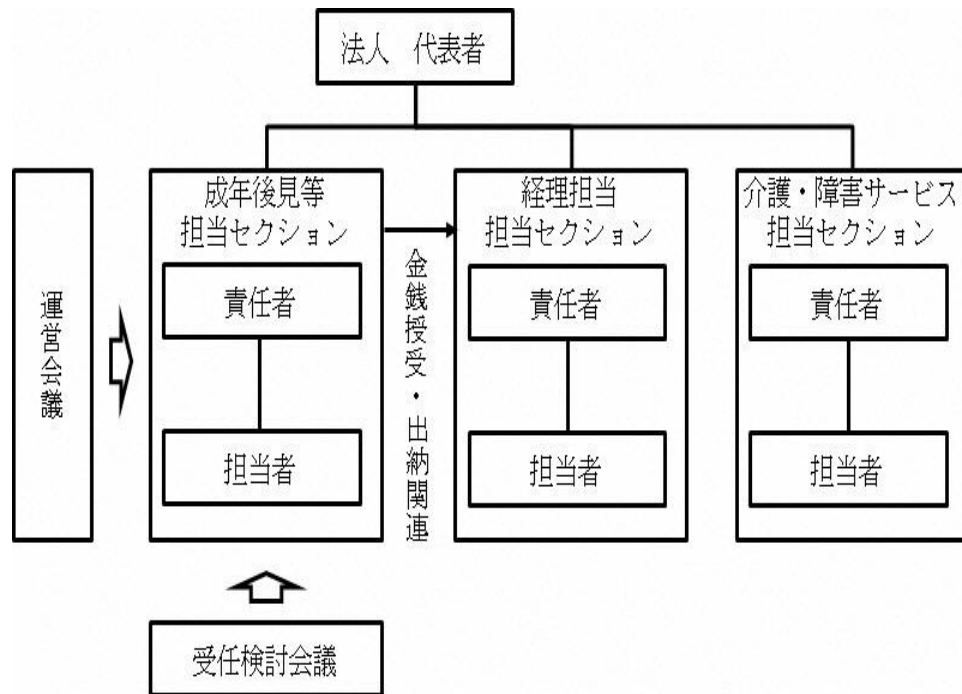
受任した法人後見について、適切な後見活動が行われているかをチェックする会議である。外部有識者により、第三者の目から受任活動がしっかり行われているかを確認している。導入している社協は約6割であり、定期的に行われ、活動状況の確認を行っている。

④経営的な視点

後見人等を受任すると継続的に対応していくことが必要であり、経営上の理由でそれを辞任することはあまり好ましくない。

⑤ガバナンスの視点

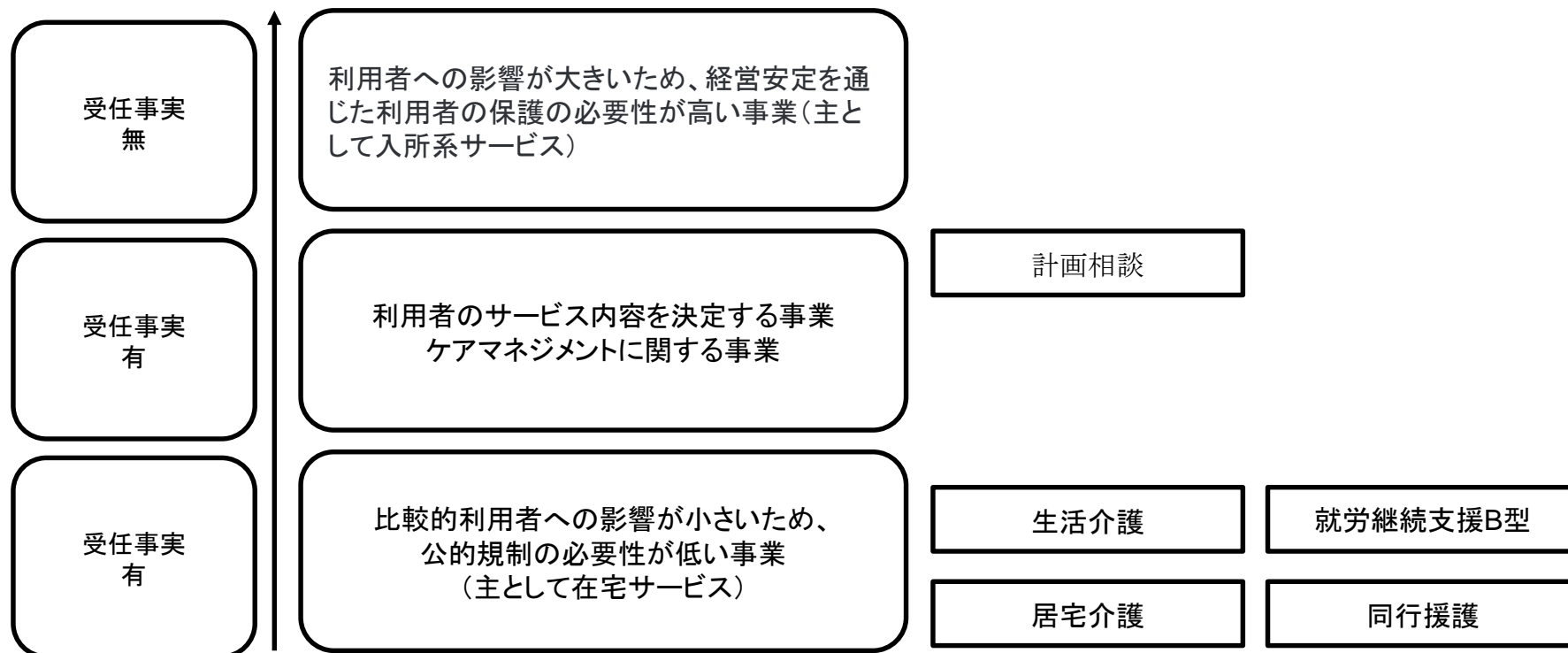
不正や権利侵害が起きないようなガバナンス体制の構築が重要。



2, 調査結果のまとめ②<社会福祉法人にて法人後見を実施するためのポイント>

- 本研究事業において、社会福祉協議会が法人後見等を受任している事案の被後見人等の中に、当該社協が実施する介護保険サービスまたは障害福祉サービスの利用者は54社協100人が存在することを把握した。
- 更にその中で家庭裁判所が選任にあたって利益相反に当たらないと判断したと思われる4事例について深掘り調査を行った。
- 利用者への影響が大きい入所施設において受任している事例はなかったが、相談・通所・訪問といった在宅系のサービスにおいては、法人後見を受任している事案の被後見人が当該社協の実施するサービスを利用している実態を把握した。
- 結果を受けて、当該社協サービス利用者で法人後見を受任しているケースの類型を整理した。

当該社協サービス利用者で法人後見を受任しているケースの類型



3. ヒアリング調査結果(市町村社協)

- 法人後見を実施するための取組事例として、障害福祉サービス等利用者中の法人被後見者の受任ケースがあったとした市町村社会福祉協議会4法人及びこれから法人後見に取り組むとする法人を含めた社協以外の社会福祉法人2法人にヒアリングを行った。
- 利益相反を防ぐための工夫として、「受任判断機関や監視・監査機関に加わる第三者の目で成年後見等の判定を行うこと」や「家庭裁判所への事前の問い合わせにより利益相反にあたるかどうかの確認を行うこと」に取り組んでいることがわかった。

		社会福祉法人A市社会福祉協議会	社会福祉法人B市社会福祉協議会 成年後見センター	社会福祉法人C市社会福祉協議会 成年後見支援センター	社会福祉法人D市社会福祉協議会 成年後見支援センター
実施体制	実施事業	<ul style="list-style-type: none"> 原則としてa.生活保護者、生活困窮者である者、b.身寄りがない者、c.虐待等困難なケース、d.その他審議委員会で認める者が後見の対象となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 52件を受任し、約40名が施設又は病院にいる。市長申立とその他申立は半々程度の割合。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在72件の法人後見等を受任 包括支援センターや市役所で一次相談を受け、成年後見の必要性がある場合のみセンターが成年後見について相談対応もする。 	<ul style="list-style-type: none"> D市内の方を対象に、成年後見に関する業務の他、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業を実施。 被後見人訪問のため、職員は外出が多い。1人が窓口担当で、電話や来訪時の相談対応を行っている。
	人材	<ul style="list-style-type: none"> センター長(専任)1名、主任(専任)1名、専門員(専任・正1名、嘱託2名)3名、生活支援員(非常勤)7名 生活支援員に後見人の役割を委託。常勤職員はその管理監督や困難事例の対応を中心に行う リーガルサポートや県社協の研修に参加している 	<ul style="list-style-type: none"> センター長(嘱託、市役所OB)1名、正職員1名(社協プロパー)、嘱託職員1名。 市民後見人養成講座受講者10名に後見を委託。社協講座の受講や業務報告会を行っている。 52件中30人は市民後見人に委託しており、社協は市民後見人の管理監督を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> センター長1名、係長2名、担当3名、事務職員という体制。全員常勤。職員のほか、法人後見支援人として7人が活動中。 市民後見人材バンク登録者にサポートをしてもらっている。 職員は3～5年で異動がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 責任者は社協の理事・評議員が兼務で担当。後見実務は常勤専従職員2名、他事務との兼務職員6名、市民後見人が行っている。 職員は社会福祉士または精神保健福祉士であり、1人以上の被後見人等を担当している。 市民後見人の養成を行っており、養成した市民後見人が受任ケースの半分程度の後見活動に従事。
	運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> 審議委員会(学識経験者、法律、医療、福祉関係者、行政関係者で構成)を設置し、受任等の審議を実施。裁判所からの受任相談があったケースは断っていない。 運営委員会(審議委員会と構成はほぼ同じ)では、成年後見サービスの監査、日常生活自立支援事業の監査、支援員の承認等を行っている。 損害保険に加入している 	<ul style="list-style-type: none"> 10市町村で成年後見センター運営委員会を組成。 市、社協、弁護士、司法書士、社会福祉士、医師が参加 人選は各団体からの推薦。事務局は市と社協が持ち回り 加えて受任調整会議を月1回開催 	<ul style="list-style-type: none"> 運営委員会を設置し、運営の方向性及び法人後見の受任について検討する。 後見対象者は、対象エリアに在住し、経済的な理由等の理由により、他に適切な成年後見人等が得られない者 弁護士等の士業、医師、市町村担当課長、社協で構成 後見業務の監査は、社協の監査委員が年1回行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部専門家である司法書士が中心となって、法人後見を受任するかの助言、判断をしている。その他、弁護士や社会福祉士、障害者関係団体、市町村等の行政担当者、常勤理事などが入り、毎月実施。 基本的には受任を断らない方針。 法人後見等を監査・監視する機関は設置しない。 これまで受任したケースで後見監督人がつくケースはあまりない。
	受任事例	<ul style="list-style-type: none"> 家裁とは常に情報共有しており、質問がある場合は書面により意見を聞くこともある。 受任前より居宅介護を利用していたケースでは、継続利用が本人にとって妥当と考えられたため、居宅介護を継続した。書面により家裁に意見を聞いた上で判断。 高齢者でも同様に社協の訪問介護を利用している者が3人いるが、同様の理由でサービス継続。 	<ul style="list-style-type: none"> 家裁から就任相談があるものだけを対象とし、原則断らない。相談があった当初は、何のサービス利用者かわからないことが多い。受任後に社協のサービス利用者と分かる場合もある。 資産があまりなく、身上監護が中心で、複雑な調整が必要でない案件を中心に依頼されている。 社協の訪問介護と居宅介護支援の利用者で受任しているケースが3件ある。 	<ul style="list-style-type: none"> サービス実施事業者を社協以外に変更することが難しかったケースでは、継続の可否について家庭裁判所に問い合わせ、利益相反ではないとの判断を口頭で伝えられたため、社協のサービスを利用しつつ、受任した。 他に、就労継続支援B型を受任以前から契約していたケースでも家裁に問い合わせ、利益相反ではないとの判断を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> 社協の居宅介護を利用者で、法人後見を受任している方が1名いる。他の法人が提供するグループホーム、就労継続支援B型、相談支援の各サービスも利用中。 社協以外にも居宅介護の実施事業所はあるが、受任前から社協サービスを利用しており、信頼関係があるため、サービスを継続している。 利益相反について家庭裁判所に問い合わせ、問題なしとの回答を得たことから受任した。
	利益相反を防ぐための工夫	<ul style="list-style-type: none"> 外部有識者を入れた審議委員会、運営委員会でそれぞれ受任の当否、運営の適正さをチェックしている。 利益相反の恐れがあるときは、書面により家庭裁判所に問い合わせている。口頭で問い合わせる場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部有識者を入れた審議委員会、運営委員会でそれぞれ受任の当否、運営の適正さをチェックしている。 利益相反の恐れがあるときは、書面により家庭裁判所に問い合わせている。口頭で問い合わせる場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 受任可否の判断や、受任後、サービスを利用検討する際に、書面により家庭裁判所に利益相反に当たるか問い合わせをしている。 運営委員会にて、受任すべきか検討し、必要により受任しない(継続審議とする)。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部の方が入る運営委員会での受任検討 受任前の家裁への問合せ。

参考資料① アンケート調査結果(社協の基礎情報)

- 平成29年度に社会福祉法人昴が実施した先行調査において、自法人が提供する介護保険サービスまたは障害福祉サービスの利用者で、かつ被後見人等(以下、「障害福祉サービス等利用者中の法人被後見者」という)を受任しているケースがあると回答した社協のうち、記名のあった64社協を対象に、アンケート調査を実施した。

表1 アンケート調査回答数

配布数	64社協
回答数	54社協
有効回答数	54社協
有効回答率	84.4%

表2 障害福祉サービス等利用者中の法人被後見者の有無

	件数	%
なし	6	11.1%
あり	47	87.0%
無回答	1	1.9%
計	54	100.0%

表3 障害福祉サービス等利用者中の法人被後見者の人数

人数/ 施設	1人	2人	3人	4人	5人	6-8人	9人	10人	計
施設数	26	9	4	5	1	0	1	1	47
人数	26	18	12	20	5	0	9	10	100
%	55.3%	19.1%	8.5%	10.6%	2.1%	0.0%	2.1%	2.1%	100.0%

表4 回答機関の所在自治体種別

	件数	%
政令市	5	9.3%
中核市	3	5.6%
上記以外の市	36	66.7%
特別区	1	1.9%
町村	9	16.7%
計	54	100.0%

表5 実施している介護保険サービス(複数回答可。5件以上のみ抜粋)(n=54)

	件数	%
居宅介護支援	47	87.0%
訪問介護(夜間対応型含む)	41	75.9%
通所介護(認知症対応型含む)	36	66.7%
訪問入浴介護	16	29.6%
短期入所	7	13.0%
訪問看護	5	9.3%
小規模多機能型居宅介護 (看護小規模多機能型含む)	5	9.3%
上記の介護保険サービス以外の高齢者向け施設サービス	5	9.3%
上記いずれのサービスも行っていない	5	9.3%

表6 実施している障害福祉サービス(複数回答可。5件以上のみ抜粋)(n=54)

	件数	%
居宅介護	40	74.1%
重度訪問介護	29	53.7%
同行援護	26	48.1%
計画相談支援	22	40.7%
生活介護	13	24.1%
就労継続支援B型	10	18.5%
地域移行支援/地域定着支援	7	13.0%
行動援護	5	9.3%
上記以外の障害福祉サービス以外の障害者向け施設サービス	9	16.7%

参考資料①-2 アンケート調査結果(社協の受任体制)

- 90.7%の社協が受任判断機関を置き、当該機関責任者の67.3%を社協の役職員以外の者が占めている。また、構成員としても士業、行政関係者を中心に、複数の外部有識者を加えている。このことから、第三者による視点で受任を判断している社協が多いといえる。
- 監視・監査機関を置く社協は61.1%に留まるものの、当該機関責任者の78.8%を社協の役職員以外の者が占めている。また、構成員も士業、行政関係者を中心に、複数の外部有識者を加えている。受任判断と同様に、第三者による視点で監視・監査している社協が多いといえる。

表7 法人後見受任機関の責任者

	件数	%
1.貴会の役職員以外の者である	2	3.7%
2.貴会の理事・評議員が兼ねている	12	22.2%
3.貴会の別の部署の役職員が兼ねている	24	44.4%
4.法人後見等受任機関に専任の職員である	11	20.4%
無回答	5	9.3%
計	54	100.0%

表8 法人後見等の受任判断機関の有無及び責任者の身分

	件数	%
なし	5	9.3%
あり	49	90.7%
1.貴会の理事・評議員が兼ねている	5	9.3%
2.貴会の別の部署の職員が兼ねている	3	5.6%
3.受任機関専任の職員である	7	13.0%
4.貴会の役職員以外の者である	33	61.1%
無回答	5	9.3%
計	54	100.0%

表9 法人後見等の受任判断機関の構成員(複数回答可)(n=49)

	件数	%
弁護士	37	75.5%
市町村の行政関係者	37	75.5%
司法書士	33	67.3%
社会福祉士または社会福祉士会等に所属する方	33	67.3%
医師・看護師等医療関係者	26	53.1%
法人後見等受任機関所属の役職員	20	40.8%
高齢者・障害者関係団体所属の方	15	30.6%
上記以外の社協役職員	11	22.4%
その他	29	59.2%

表10 法人後見等の監視・監査機関の有無及び責任者の身分

	件数	%
なし	21	38.9%
あり	33	61.1%
1.貴会の理事・評議員が兼ねている	2	3.7%
2.貴会の別の部署の職員が兼ねている	2	3.7%
3.受任機関専任の職員である	1	1.9%
4.貴会の役職員以外の者である	26	48.1%
計	54	100.0%

表11 法人後見等の監視・監査機関の構成員(複数回答可)(n=33)

	件数	%
弁護士	25	75.8%
市町村の行政関係者	25	75.8%
司法書士	21	63.6%
社会福祉士または社会福祉士会等に所属する方	17	51.5%
医師・看護師等医療関係者	17	51.5%
高齢者・障害者関係団体所属の方	12	36.4%
法人後見等受任機関所属の役職員	9	27.3%
上記以外の社協役職員	8	24.2%
その他	19	57.6%

参考資料①-3 アンケート調査結果(障害福祉サービス等利用者中の法人被後見者の個別ケース)

- 障害福祉サービス等利用者中の法人被後見者100人が利用していたサービスは、いずれも訪問系または通所系サービスであり、入所系サービスの利用者はいなかった。

表16 後見等の受任実績(平成30年12月31日時点の利用状況)

	件数	%
高齢者	55	55.0%
障害者	44	44.0%
その他	1	1.0%
計	100	100.0%

表17 受任の種類

	件数	%
後見	66	66.0%
保佐	28	28.0%
補助	6	6.0%
計	100	100.0%

表18 同居家族の有無

	件数	%
別居	75	75.0%
同居	22	22.0%
無回答	3	3.0%
計	100	100.0%

表19 利用している介護保険サービス(n=55)

	件数	%
訪問介護(夜間対応型含む)	34	61.8%
居宅介護支援	27	49.1%
通所介護(認知症対応型含む)	13	23.6%
小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能型含む)	5	9.1%
福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修	3	5.5%
訪問看護	1	1.8%
上記の介護保険サービス以外の高齢者向けサービス	2	3.6%

表20 利用している障害福祉サービス(n=44)

	件数	%
計画相談支援	15	34.1%
居宅介護	13	29.5%
就労継続支援B型	6	13.6%
同行援護	4	9.1%
生活介護	3	6.8%
自立生活援助	2	4.5%
日常生活自立支援事業	2	4.5%
行動援護	1	2.3%
上記以外の障害福祉サービス以外の障害者向けサービス	4	9.1%

表21 後見人等になったきっかけ(n=100)

	件数	%
1.日常生活自立支援事業の利用者であったため	43	43.0%
2.本人の家族等から候補として挙げられていたため	28	28.0%
3.市長申立て等において、候補として挙げられていたため	36	36.0%
4.他に後見人等の候補者がいないため	25	25.0%
5.その他の理由	11	11.0%

表22 受任理由(n=100)

	件数	%
1.生活保護受給者、生活困窮者であるため	18	18.0%
2.日常生活自立支援事業の利用者で本人との信頼関係があるため	44	44.0%
3.障害等に伴う生活課題により自然人が単独で受任するのが困難で、社会資源との連携を図る必要があるため	20	20.0%
4.家族等が本人等を支援することができないため	77	77.0%
5.財産管理よりも、身上監護が支援の中心であるため	41	41.0%
6.他に後見人等の候補者がいないため	40	40.0%
7.その他の理由	12	12.0%

参考資料② 法人後見に関する諸外国の状況

国	制度概要
ドイツ	<p>成年者が一人もしくは複数の者または法人(世話協会)によって十分に世話(後見)され得ない場合には、裁判所は管轄官庁(社会庁-世話官庁)を世話人に任命する。この場合には、法人世話人に関する規定が準用される(ドイツ民法1900条4項)</p> <p>官庁(世話官庁)は、裁判所の通常の世話人専任業務についても協力業務を負っている(世話官庁法)</p>
スイス	<p>後見は個人または法人によって担われている。官庁がこれを担当するかは官庁に任されている。州または市町村の行政庁だったり、裁判所であったりするが、後者の場合には、業務においては、法律の他に社会福祉などの専門家が関与している。</p>
オーストリア	<p>適切な近親者がいない場合に、または特別な必要性があるときは、成年者保護協会(従来の代弁人協会)が、成年者保護者(代弁人)として任命される。</p> <p>法人の成年者保護者には、専門職的法人とボランティア的法人があり、前者はいわゆる困難事例を、後者は通常事例を受けるようである。</p> <p>代弁人の任命が許される前に、まず最初にすべての非公式の法的援助の可能性が検討される。代弁人制度手続きの開始前に助言と情報によって、代弁人制度に代わる援助の可能性が見つけ出され、任命手続きにおいて実際の代理の必要性が唱えられ、代弁人制度を受任している身近な者が組織的な助言により援助される。(代弁人協会が実施、クリアリング機能)</p>
アメリカ	<p>裁判所は、個人のみならず、法人も後見人に任命することができる(統一遺産管理法典第5編)。</p> <p>實際上、銀行、信託会社、法律事務所等の財産管理に精通した法人や組織を後見人に任命しているようである。これは、財産管理後見が身上監護後見から分離されたことに関係しているといわれる。</p>

国	制度概要
カナダ ブリティッシュ・コロンビア州	<p>Public Guardian and Trusteeは、公的機関として、支援者を欠く人に対して支援を提供し、かつ全体の監視者として行動する。障害者と未成年者等のために機能している。</p>
フランス	<p>2009年に家族法の抜本的改正があり、成年者の法的保護に関する規定も改正されたが、法人後見を規定していない。</p> <p>特別法により専門職の後見人(社会福祉家族法典L471-2条、同L312-1条)として受任する者の多くは非営利社団(必ずしも法人ではない)であるようである。</p>
オーストラリア ヴィクトリア州	<p>公的権利擁護事務所(Office of Public Advocate)がある。これは、成年後見法を根拠法として、ヴィクトリア州の法務省内に設置されており、公的ないし公共的な成年後見センターの役割を果たしている。</p> <p>本人の友人や親族に候補者が見当たらない場合に、公的身上保護人(advocate guardian)が選任される場合があるが、この場合には、財産管理人には財産管理会社(State Trustees Limited)が通常任命され、公的身上保護人と財産管理会社の両方で連携委員会を結成し、相互の連絡に努める。なお、ヴィクトリア州財産管理会社は業務上公的性格を持つが、1939年に設立された私企業である。</p>
韓国	<p>日本と同様に法人後見が認められている。</p>
中国	<p>2017年に制定された民法総則(28条)において、家族監護(後見)が原則とされつつ、その保管として、社会团体による監護が認められている。</p>

出所: 田山輝明「法定成年後見制度の比較法的検討 -新成年後見制度への影響」,2000,判例タイムズ no1030、

田山輝明編著「成年後見制度と障害者権利条約」,2012,三省堂、田山輝明「法人後見の意義と特徴 -比較法的観点から」,2018,実践成年後見no72 を参考にPwC作成